

改正

平成 8 年 10 月 16 日訓令甲第 13 号
平成 9 年 3 月 31 日訓令甲第 12 号
平成 9 年 4 月 1 日訓令甲第 33 号の 2
平成 10 年 3 月 31 日訓令甲第 7 号
平成 11 年 6 月 8 日訓令甲第 21 号
平成 12 年 3 月 24 日訓令甲第 3 号
平成 15 年 2 月 6 日訓令甲第 3 号
平成 27 年 3 月 6 日訓令甲第 3 号

多治見市談合情報取扱要領

(目的)

この要領は、建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負、財産の買入れ、その他についての入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)に対して的確な対応を行うことを目的とする。

第 1 章 一般原則

(情報確認)

第 1 条 入札に付そうとする工事等について、談合情報があった場合は、当該情報提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに財政課長に通報するものとする。なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、通報するものとする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲内で出所を明らかにするよう要請するものとする。

(調査委員会の開催)

第 1 条の 2 市長は、談合情報があった場合には、多治見市公正契約調査委員会(以下「調査委員会」という。)の開催を要請することができる。

(審査委員会の開催)

第 2 条 財政課長は、第 1 条により談合情報の通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書(別記様式第 1 号)にまとめ、速やかに多治見市契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)の開催を要請するものとする。ただし、市長が調査委員会の開催を要請した場合で、審査委員会の開催を必要としないと認めた場合は、この限りでない。

2 財政課において、新聞等の報道により談合情報を把握した場合においても前条又は前項と同様の措置を執るものとする。

(委員会の審議)

第 3 条 調査委員会又は審査委員会は、当該情報の信ぴょう性、入札の取扱及び第 2 章以下の手続きをとることが適切であるか否かについて審議する。

(公正取引委員会への通報)

第 4 条 調査委員会又は審査委員会の審議をふまえて、第 2 章以下の手続きをとることに決定した談合情報(以下「談合情報」という。)については、手続の各段階において逐次公正取引委員会へ通報するものとする。

(報道機関との対応)

第 5 条 談合情報について報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、財政課長が対応するものとする。この場合において、談合情報については、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにするものとする。

第 2 章 具体的対応

(入札執行前に談合情報を把握した場合の対応)

第 6 条 入札執行前に談合情報を把握した場合には、原則として次のとおり対応するものとする。

(1) 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報する。

(2) 調査委員会又は審査委員会は、信ぴょう性の審議に基づき入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して、第 4 号に定める事情聴取を行うか、又は事情聴取を行

わないで次号に定める方法により対応するかを決定する。

- (3) 調査委員会又は審査委員会は、事情聴取を行わない場合は、次のいずれかの方法により対応するかについて決定をする。この場合において、入札参加者を削る数、くじ引きにより絞り込む数又は追加指名を行う数については、調査委員会又は審査委員会において決定する。

ア 当初の入札参加者により、又は当初の入札参加者の一部を削り、若しくは当初の入札参加者の一部を削り新たに追加指名を行って、入札を執行する。

イ 入札直前に、入札に参加できる者をくじ引きで決定をし、入札を執行する。この場合、入札に参加できる者を半数まで絞り込むことができるものとする。

ウ 当初入札参加者に加え、新たに入札参加者を追加指名を行った上入札を執行する。

エ 入札直前に入札に参加できる者をくじ引きにより、最大で当初入札参加者数の半数まで絞り込み、新たに入札参加者の追加指名を行った上、入札を執行する。

オ 多治見市契約規則（昭和39年規則第6号。以下「契約規則」という。）第15条の規定により、当該入札の執行を中止し、入札参加者全員の指名替え手続きを行うか、入札方法を一般競争入札及び指名回数分割型指名競争入札等に変更して入札を実施する。この場合、いずれの方法によるかは調査委員会又は審査委員会において決定をする。

- (4) 第2号の事情聴取は、入札参加者全員に対して日時を定めて行い、聴取結果については、事情聴取書（別記様式第2号）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

- (5) 調査委員会又は審査委員会は、第2号の事情聴取を行った場合は、その結果に基づいて次のように対応するものとする。

ア 調査委員会又は審査委員会は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、契約規則第15条の規定により、入札の執行を中止し、その旨を公正取引委員会へ通報する。

イ 調査委員会又は審査委員会は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書（別記様式第3号）を提出させ、第3号に掲げる方法のいずれによるかを決定する。この場合において、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付する。

- (6) 第3号ア、イ、ウ及びエ並びに前号イの規定に基づき工事の入札その他市長が指定する入札に際し、次のように取り扱うものとする。

ア 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書をチェックする。

イ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には契約規則第15条の規定により入札を中止する。

- (7) 一般競争入札の場合は、競争入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、競争入札参加資格があると認められた者であっても入札に参加するか否かは明らかでないため、委員会は、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として事情聴取を行うかどうかを決定し、前4号の規定を準用する。

- (8) 本条の規定に基づき入札を執行した場合は、入札終了後、入札執行調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

（入札執行後に談合情報を把握した場合）

第7条 入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続をとることが適切か否かを調査委員会又は審査委員会を招集して審議する。

- (1) 契約締結以前の場合

ア 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付する。

イ 入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、結果については、事情聴取書を作成し当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

ウ 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第14条第7号の規定により、入札を無効とし、その旨を公正取引委員会へ通報する。

エ 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結する。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

(2) 契約締結後の場合

- ア 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付する。
- イ 入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ通報する。

(事情聴取の方法等)

第8条 事情聴取は、調査委員会又は審査委員会の複数の委員により行う。

- 2 事情聴取を行うに当たっては、あらかじめ対象者全員に対し、事情聴取の期日及び場所を書面で通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情のある場合及び調査委員会又は審査委員会の委員長が書面による通知が必要ないものと認めた場合は、この限りでない。
- 3 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を出席させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上で、1社ずつ聞き取りを行う。

(誓約書の提出)

第9条 誓約書(別記様式第3号)については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上で事情聴取の対象者から自発的に提出させる。

(工事費内訳書のチェック)

第10条 工事費内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回目の入札において全入札者が入札書を提出した後に、積算担当者が、工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかをチェックし、工事費内訳書を入札者に返却した後に開札する。ただし、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができる。

(分離発注した場合の特例)

第11条 1つの工事を分離して発注している工事において、入札執行前に1工種について談合情報があった場合、委員会の審議により第2章以下の手続きをとることに決定し、入札の執行を延期又は中止することとなった場合は、他の工種についても同様とする。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年10月16日訓令甲第13号)

この訓令は、平成8年10月16日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令甲第12号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日訓令甲第33号の2)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日訓令甲第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月8日訓令甲第21号)

この訓令は、平成11年6月8日から施行する。

附 則(平成12年3月24日訓令甲第3号)

この訓令は、平成12年3月24日から施行する。

附 則(平成15年2月6日訓令甲第3号)

この訓令は、平成15年2月6日から施行する。

附 則(平成27年3月6日訓令甲第3号)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の談合情報取扱要領及び多治見市工事等の監督及び検査要領の規定は、施行日以後に入札に付される工事等について適用し、施行日前に入札に付される工事等については、なお従前の例による。